

調査結果の概要

1 賃金事情調査

(1) 平均年齢及び平均勤続年数

集計企業の労働者の平均年齢は 39.8 歳（平成 24 年 39.8 歳）、平均勤続年数は 17.3 年（同 17.3 年）となっている。（付属集計表第 1 表）

(2) 平均賃金及び賃金改定状況

① 平均賃金

平成 25 年 6 月分の平均所定内賃金は 357.0 千円（平成 24 年 359.0 千円）、所定外賃金は 65.7 千円（同 64.4 千円）となった。（表 1、付属集計表第 3 表）

表 1 所定内賃金及び所定外賃金

産業区分・年	(千円)	
	所定内賃金	所定外賃金
調査産業計	357.0	65.7
製造業	339.6	63.5
平成 24 年		
調査産業計	359.0	64.4
製造業	339.2	63.9

(注) 時系列表は 18 頁参照のこと。

② 賃金改定額

平成 24 年 7 月から平成 25 年 6 月までの 1 年間における所定内賃金の労働者一人平均改定額は 6,003 円（平成 24 年 6,019 円）、率で 1.89%（同 1.89%）であった。

改定額のうち「ベースアップ分」は、回答企業の平均で、額が 80 円（同 66 円）、率が 0.05%（同 0.03%）であった。（表 2、付属集計表第 3 表）

表 2 所定内賃金の労働者一人平均改定額、改定率

産業区分・年	(円、%)			
	賃金改定額(率)		うちベースアップ分	
	額	率	額	率
調査産業計	6,003	1.89	80	0.05
製造業	5,728	1.87	105	0.04
平成 24 年				
調査産業計	6,019	1.89	66	0.03
製造業	5,617	1.85	89	0.04

(注 1) 改定額は、定期昇給（自動昇給や査定昇給）を含む。

(注 2) 時系列表は 18 頁参照のこと。

③ 賃金表の改定、定期昇給、賃金カット

基本給部分の賃金表ありとする企業は176社（集計社数214社の82.2%）で、そのうち平成24年7月から平成25年6月までの1年間において、ベースアップを実施した企業は10社（賃金表ありとする企業176社の5.7%）、ベースダウンを実施した企業は2社（同1.1%）、賃金表の改定が行われなかった企業は155社（同88.1%）であった。

同期間における定期昇給の実施状況をみると、定期昇給制度があり、実施したとする企業が173社（制度のある企業176社の98.3%）で、昇給額では「昨年と同額」121社（実施した企業173社の69.9%）、「昨年比で増額」31社（同17.9%）、「昨年比で減額」18社（同10.4%）であった。実施時期では、「昨年と同時期」169社（同97.7%）、「昨年より遅らせた」2社（同1.2%）であった。

また、賃金カットを実施した企業は10社（集計社数206社の4.9%）であった。（表3）

表3 賃金改定の状況
—平成24年7月～平成25年6月—

① 基本給部分の改定						(社、%)
産業区分・年 集計社数	賃金表 あり	賃金表なし				賃金表 なし
		ベースアッ プ実施	ベースアッ プ実施せず	ベース ダウン	改定なし (据え置き)	
調査産業計 214社 (100.0)	176 (82.2) <100.0>	10 (4.7) <5.7>	166 (77.6) <94.3>	2 (0.9) <1.1>	155 (72.4) <88.1>	38 (17.8)
製造業 135社 (100.0)	110 (81.5) <100.0>	6 (4.4) <5.5>	104 (77.0) <94.5>	0 (0.0) <0.0>	100 (74.1) <90.9>	25 (18.5)
平成24年 調査産業計 215社	175	9	166	0	164	40
製造業 136社	109	8	101	0	99	27

(注) ベースアップを実施しなかった企業の中には、賃金改定の内容について無回答の企業が存在する。

② 定期昇給の実施（定期昇給制度のある企業）

（社、％）

産業区分・年 集計社数	実施 あり	昇給額			実施時期		実施 なし
		昨年と同額	昨年比増額	昨年比減額	昨年と 同時期	昨年より 遅らせた	
調査産業計 176社 《100.0》	173 《98.3》 (100.0)	121 (69.9)	31 (17.9)	18 (10.4)	169 (97.7)	2 (1.2)	3 《1.7》
製造業 116社 《100.0》	113 《97.4》 (100.0)	79 (69.9)	18 (15.9)	15 (13.3)	110 (97.3)	1 (0.9)	3 《2.6》
平成24年 調査産業計 172社	171	126	26	19	169	1	1
製造業 114社	114	81	17	16	112	1	0

（注） 定期昇給の昇給額及び実施時期については無回答の企業が存在する。

③ 賃金カットの実施

（社、％）

産業区分・年 集計社数	実施あり	実施なし
調査産業計 206社 (100.0)	10 (4.9)	196 (95.1)
製造業 132社 (100.0)	6 (4.5)	126 (95.5)
平成24年 調査産業計 211社	5	206
製造業 135社	5	130

(3) 平成25年春闘における賃金に関する要求の有無、要求内容、要求方式及び妥結状況

平成25年春闘において、労働組合から賃金に関する要求があったとする企業は137社（集計社数215社の63.7％）で、要求内容は「賃金改善・ベースアップの実施」42社（要求があった企業137社の30.7％）、「賃金体系維持・定期昇給の実施」110社（同80.3％）、「その他」12社（同8.8％）となっている。

また、要求方式は「平均賃上げ方式」86社（同62.8％）、「個別賃上げ方式」24社（同17.5％）であった。

要求があった企業のうち、交渉が妥結したとする企業は136社（要求があった企業137社の99.3％）で、妥結内容は「賃金改善・ベースアップの実施」12社（妥結企業136社の8.8％）、「賃金体系維持・定期昇給の実施」123社（同90.4％）、「その他」17社（同12.5％）であった。

（表4）

表4 春闘における賃金に関する要求の有無、要求内容、要求方式及び妥結状況

(社、%)

産業区分・年 集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)			要求方式(複数回答)			要求なし
		賃金改善・ ベースアッ プの実施	賃金体系維 持・定期昇 給の実施	その他	平均賃上 げ方式	個別 賃上げ 方式	その他	
調査産業計 215社 (100.0)	137 (63.7) 〈100.0〉 《100.0》	42 (30.7)	110 (80.3)	12 (8.8)	86 (62.8)	24 (17.5)	29 (21.2)	78 (36.3)
製造業 136社 (100.0)	93 (68.4) 〈100.0〉 《100.0》	17 (18.3)	82 (88.2)	9 (9.7)	60 (64.5)	19 (20.4)	18 (19.4)	43 (31.6)
平成24年 調査産業計 214社	150	47	112	19	90	29	30	64
製造業 136社	103	24	84	13	64	23	16	33

産業区分・年	要求あり (再掲)	妥結あり	妥結内容(複数回答)			妥結なし
			賃金改善・ベース アップの実施	賃金体系維持・ 定期昇給の実施	その他	
調査産業計	137 (100.0)	136 (99.3) 《100.0》	12 (8.8)	123 (90.4)	17 (12.5)	1 (0.7)
製造業	93 (100.0)	92 (98.9) 《100.0》	8 (8.7)	85 (92.4)	9 (9.8)	1 (1.1)
平成24年 調査産業計	150	148	11	128	23	2
製造業	103	102	9	90	14	1

(注) 〈 〉及び《 》内の数値については複数回答や無回答の企業が存在するため必ずしも100にならない。

(4) 平成24年年末一時金、平成25年夏季一時金

平成24年年末一時金の一人平均支給額は798.4千円(平成23年年末一時金815.8千円)、月収換算2.4月分(同2.4月分)となった。

平成25年夏季一時金の一人平均支給額は800.3千円(平成24年夏季一時金824.5千円)、月収換算2.3月分(同2.4月分)となった。(表5、付属集計表第2表)

表5 年末・夏季一時金平均支給額の推移

① 年末一時金				② 夏季一時金 (社、千円、月分)			
産業区分	集計社数	支給額	月収換算	産業区分	集計社数	支給額	月収換算
平成24年年末 調査産業計	198	798.4	2.4	平成25年夏季 調査産業計	200	800.3	2.3
製造業	126	762.5	2.4	製造業	126	738.8	2.3
平成23年年末 調査産業計	169	815.8	2.4	平成24年夏季 調査産業計	169	824.5	2.4
製造業	111	760.0	2.4	製造業	111	750.7	2.3

(注1) 「平成24年年末」とは平成24年9月～平成25年2月、「平成25年夏季」とは平成25年3月～8月の期間をいう。その前年についても同様。

(注2) 月収換算とは一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率をいう。

(注3) 時系列表は18頁参照のこと。

(5) モデル所定内賃金

「モデル所定内賃金」は、学校を卒業後、直ちに入社して継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数別）に該当する者の所定内賃金をいう。

モデル所定内賃金を年齢別（5歳刻み）にみると、大学卒事務・技術（総合職）、高校卒事務・技術（総合職）ではピークとなる年齢はともに55歳で、それぞれ652.3千円、487.5千円となっており、高校卒生産では55歳と60歳で406.3千円となっている。（表6、付属集計表第4表）

モデル所定内賃金の年齢間格差を22歳に対する55歳の倍率で見ると、大学卒事務・技術（総合職）は3.09倍、高校卒事務・技術（総合職）2.47倍、高校卒生産2.15倍となっている。

学歴間格差を22歳で見ると、大学卒事務・技術（総合職）を100として、高校卒事務・技術（総合職）93.4、高校卒生産89.5となっている。55歳では、それぞれ74.7、62.3となっている。

表6 モデル所定内賃金

年齢区分	大学卒事務・技術 (総合職)	高校卒事務・技術 (総合職)	高校卒生産
(歳)			(千円)
18	—	167.1	164.9
22	211.0	197.0	188.8
35	400.6	341.7	304.6
40	486.9	383.8	344.8
45	566.9	438.9	377.7
50	631.7	465.9	402.1
55	652.3	487.5	406.3
60	608.8	480.3	406.3
22歳の水準に対する倍率 55歳/22歳			(倍)
	3.09	2.47	2.15
大学卒事務・技術（総合職）を100とした水準			
22歳	100.0	93.4	89.5
55歳	100.0	74.7	62.3